

(欄外注記2)

46 中央大学授業料増額に関する進達願 (明治四十五年七月)

(欄外注記1)
進達願

(朱書)
〔別紙第四式經由印ヲ捺シ神田区へ送付〕

別紙文部大臣宛申請書老通進達被成下度願上候

明治四十五年七月十六日

私立
中央大学理事

伊藤悌治(印)

(欄外注記3)

(欄外注記4)

東京府知事 阿部 浩殿

(朱書)
〔別紙第三式經由印ヲ捺シ文部省へ進達〕

前書出願ニ付奥印候也

明治四十五年七月十七日

東京市神田区長 小原八十吉 叩

申請書

本学学則中大学本科、専門科、予科ノ授業料ヲ増額致度主旨ヨリ学則第二十六条第四十二条第五十二条ヲ別紙ノ如ク相改度候間右認可申請候也

明治四十五年七月十六日

立私 中央大学理事

伊藤悌治(印)

文部大臣 長谷場純孝殿

新規定

第二十六条 授業料ハ一学年金三十円トシ之ヲ左ノ二期ニ徴収ス

但シ当分ノ内月割金三円ツ、分納スルモ妨ナシ

第一期 九月(金十五円) 第二期 二月(金十五円)

第四十二条 授業料ハ一学年金三十円トシ之ヲ左ノ二期ニ徴収ス

但シ当分ノ内月割金三円ツ、分納スルモ妨ナシ

第一期 九月(金十五円) 第二期 二月(金十五円)

第五十二条 授業料ハ第一期金九円第二期金十八円第三期金十二円トシ之ヲ左ノ三期ニ徴収ス

但シ当分ノ内月謝金三円ツ、分納スルモ妨ナシ

第一期 四月(金九円) 第二期 九月(金十五円)

第三期 三月(金拾貳円)

(朱書)

旧規定

第二十六条 授業料ハ一学年金二十五円トシ之ヲ左ノ二期ニ徴収ス

但シ当分ノ内月割金二円五十銭ツ、分納スルモ妨ケナシ

第一期 九月(金十二円五十銭)

第二期 二月(金十二円五十銭)

第四十二条 授業料ハ一学年金二十五円トシ之ヲ左ノ二期ニ徴収ス

但シ当分ノ内月割金二円五十銭ツ、分納スルモ妨ケナシ

第一期 九月(金十二円五十銭)

第二期 二月(金十二円五十銭)

第五十二条 授業料ハ第一期金七円五十銭第二期金十五円第三期金十円トシ之ヲ左ノ三期ニ徴収ス

但シ当分ノ内月割金二円五十銭ツ、分納スルモ妨ケナシ

第一期四月(金七円五十銭) 第二期九月(金十五円)

第三期三月(金十円)

(欄外注記1)

「收受四十五年七月十七日・子学甲四六五四号」判決七月十九

目

(欄外注記 2)

「大正元年八月十九日受」内務部長(平田印)・学務課長(浜野印)・主任(大嶋印)・(飯山印)」

(欄外注記 3)

「完結」内務部長代理(浜野印)・学務課長(浜野印)・主任(大嶋印)」

(欄外注記 4)

「判決八月十四日」施行八月十四日」

(明治四十五年大正元年 文書類 学事

630 B7 4)